

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 法 学 ）	氏名	韓 昌善
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">情報公開における私人の権利利益の保護について — 中日比較法的考察 —</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p style="text-align: center;">主 査 教 授 横 山 信 二 印</p> <p style="text-align: center;">審査委員 教 授 西 村 裕 三 印</p> <p style="text-align: center;">審査委員 教 授 手 塚 貴 大 印</p> <p style="text-align: center;">審査委員 准教授 折 橋 洋 介 印</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>学位申請者の発表会を1月28日（木）14時35分から15時40分まで、215演習室でおこなった。本論文の概要は、以下のとおりである。</p> <p>本論文は、情報公開における私人（開示請求人及び不開示事由に該当しないために自己情報を公開される第三者）の法的地位を研究する。私人の法的地位は、公権論に基づいて防禦的地位、受益的地位、公権力の発動を求める地位に加えて、参加的地位と公私協働の地位が観念されるとの指摘がある。筆者は、参加的地位と公私協働の地位を情報公開における私人の地位に適用し、その理論構成を試みる。</p> <p>情報公開制度は「知る権利」保障型と権利創設型に大別される。第1章で、「知る権利」保障型の中国と権利創設型の日本との制度比較を行い、情報公開における私人の法的地位の相違を考察する。日中の制度比較に加えて、情報公開請求によって不開示事由に該当しないために自己情報が公開され、不利益を受ける第三者による開示決定の取消訴訟または差止訴訟（アメリカの逆FOIA訴訟、日本の逆情報公開訴訟）に着目し、アメリカの情報公開制度を参考として比較する。</p> <p>第2章と第3章では、情報公開における私人の法的地位を争った事案を検討する。第2章は中国の事案に即して、日本の事案を検討し、第3章は、アメリカの逆FOIA訴訟に即して、日本の逆情報公開訴訟を検討し、私人の法的地位と裁判における救済の違いを検討する。</p> <p>第4章は、私人の法的地位を中国の平衡論及び日本の行政過程論の視点から検討する。どちらの理論も行政法の新たな考え方を示しており、私人の参加的地位と公私協働の地位を理論的に行政法に位置づける基礎的な考察を提示している。</p> <p>第5章で、情報公開における私人の法的地位を参加権として収斂させ、独自の理論構成を提示している。すなわち、実体法的理論構成である公権論に、平衡論と行政過程論から導かれる英米法の適正手続の考え方を組み入れ、参加権を手続法的に理論構成する。</p> <p>最後に、情報公開における私人の法的地位の検討から、行政主体と私人の平等な法関係は、平衡論や行政過程論に基づいて、実体法的参加権のみならず手続法的参加権の保障によって確実になることを指摘し、本論文の結論とする。そして、「権利あるところ救済あり」というイ</p>			

ギリスにおける法諺に示唆され、行政法関係の利害関係者が裁判を受けるための訴訟要件である原告適格の研究をこれからの課題として設定している。

発表後、質疑応答があり、出席者退室後、同室において学位申請者に対し審査委員による最終試験（審査）をおこなった。審査委員の質問は次のとおりである。

①行政機関情報公開法に限定した理由は何か、②開示請求の対象を「行政文書」とし「情報」としないのは何故か、③開示決定差止めのタイミングについて、④「第三者の利益」保護よりも「知る権利」の保護として一般化すべきではないか、⑤実体的参加権と手続的参加権の意味について、⑥論ずるところから「作者の参加権」という帰結になるが、著作権という実体的権利を手続的権利として構成する必要性は何処にあるのか、⑦平衡論は公私協働論と関係するのか、⑧情報公開にどのような示唆を与えるのか、⑨日中の比較から中国の情報公開制度を批判的にとらえるが、中国の方が優れ、日本の参考になるものがあるのではないか。

これらの質問に対する所見を丁寧に述べ、申請者の見解が示された。とくに、申請者には外国語である日本語で法学の議論がなされたことが評価された。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。